

# 大規模水害時における広域避難の検討について

# これまでの検討経緯と令和元年東日本台風で顕在化した課題

- 本検討会は、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的として国と都が共同で設置（H30.6月）
- これまでは、自宅等からの避難が必要な住民は、「自らの自治体内での避難所避難」と「他自治体への広域避難」のいずれかで対応することを原則とし、広域避難者数を約255万人と試算
- 広域避難先としては、他の自治体の避難所等をメインに想定

**令和元年東日本台風により、広域避難の課題が顕在化**

## 令和元年東日本台風で顕在化した課題

- 広域避難が必要となるような大規模水害時には、広範囲で住民避難が発生することが予想されるため、他自治体の避難所等を広域避難先として使用することは困難な場合がある。
- 同じく大規模水害時には、広域での被災が予想されるため、事前に安全な広域避難先として、特定の地域や自治体を示すことは困難である。
- 急激な気象変化や公共交通機関の早期計画運休により、避難時間・避難手段の確保が困難となることがあり、遠方への広域避難は現実的ではない。

**膨大な広域避難者数や遠方の他自治体への避難を前提とした計画を策定することは困難**

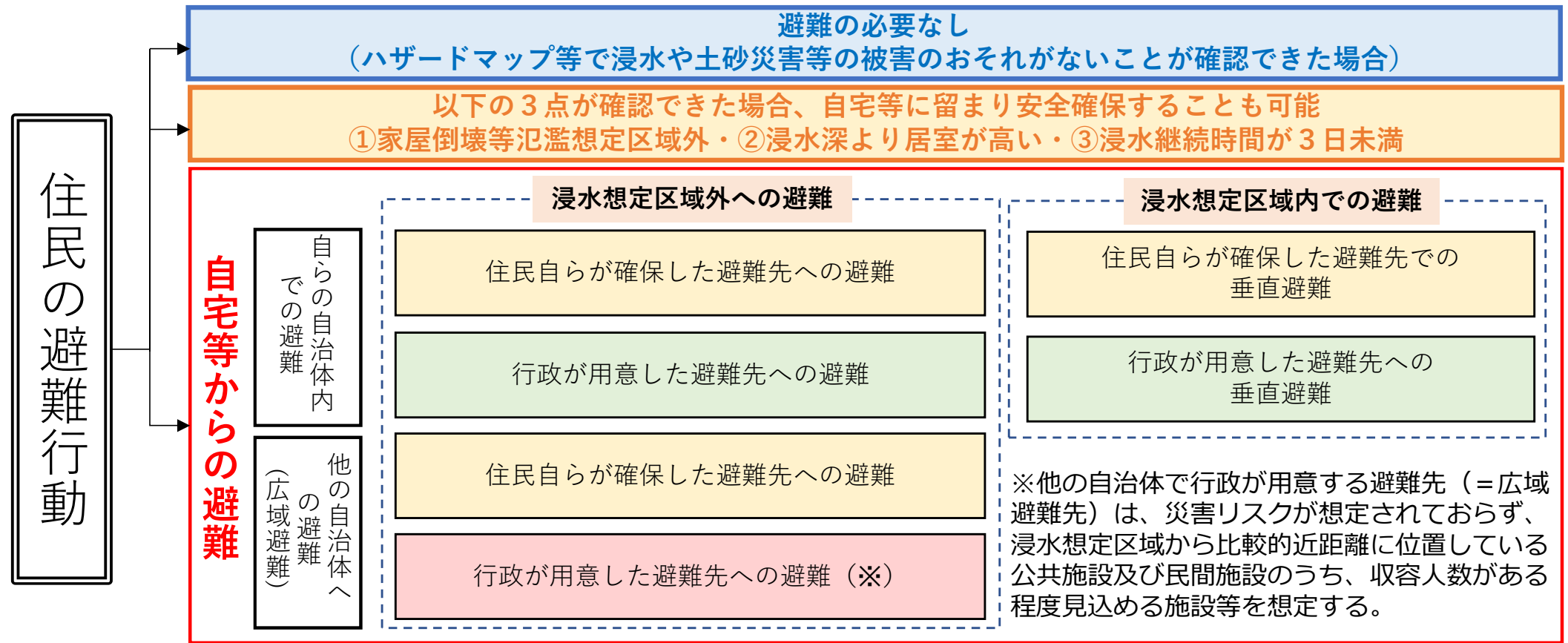
# 広域避難の課題を踏まえた今後の検討の方向性

## 今後の検討の方向性について

- 各自治体の地域特性等に応じ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動パターンを組み合わせ、大規模水害時の住民避難を検討
- 自治体や地域によって、現実的に対応可能な避難行動のパターンが異なることに留意
- 避難行動パターンごとに適切な動き出しのタイミングや考慮すべきリスク等が異なることに留意

## 避難行動のパターンについて

○大規模水害時における住民の避難行動として、以下のとおり、避難先に応じて、いくつかのパターンに分類することができる。



# 避難行動別の整理について

- 大規模水害時の住民避難については、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動パターンを組み合わせて検討する。
- 以下の避難行動パターン別に「避難行動の内容」・「動き出しのタイミング」・「留意事項（リスク等）」・「行政が果たすべき役割等」を整理し、今後必要な対応を検討していく。

避難行動別整理表		区分	大規模水害の発生の恐れ				発災
			共同検討開始～ 自主的広域避難情報発信	自主的広域避難情報発信～ 広域避難勧告発令まで	広域避難勧告～ 域内垂直避難指示（緊急）まで	域内垂直避難指示（緊急）～ 発災まで	
避難の必要なし		浸水想定区域外に居住	入院・入所者 <b>1</b>	ハザードマップ等で浸水や土砂災害等の被害のおそれがないことが確認できた場合、避難は不要			
屋内に留まることも可能		浸水想定区域内に居住	入院・入所者 <b>2</b>	以下の3点が確認できた場合、浸水の危険があっても自宅に留まり安全確保することも可能。 ①家屋倒壊等氾濫想定区域外・②浸水深より居室が高い・③浸水継続時間が3日未満（水が引くまで備蓄等で対応可能） ※自主的に浸水想定区域外に避難することも可能 ※入院・入所者の避難オペレーションについては別途検討の必要あり			
自宅等からの避難	自らの自治体内での避難	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外 <b>3</b>	自らの自治体内で安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への避難 ※避難情報発令前に自らの判断で早期に避難行動を開始することも可能		避難先で安全を確保	
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外 在宅移動困難者 その他 <b>4</b>	行政が用意した避難先への避難 ※在宅移動困難者の避難オペレーションについては別途検討の必要あり		避難先で安全を確保	
	他の自治体への避難（広域避難）	住民自らが確保した避難先への避難	浸水想定区域外 <b>3</b>	他の自治体で安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への避難 ※避難情報発令前に自らの判断で早期に避難行動を開始することも可能		避難先で安全を確保	
		行政が用意した避難先への避難	浸水想定区域外 <b>6</b>	行政が用意した広域避難先への避難 ※		避難先で安全を確保	
		浸水想定区域内（垂直避難）	在宅移動困難者 その他 <b>5</b>	状況に応じた行政の判断等により、前倒して対応することも可能		行政の判断等に基づき、上層階が浸水しない安全な避難先への避難 ※在宅移動困難者の避難オペレーションについて別途検討の必要あり	避難先で安全を確保

※浸水等により孤立した場合は必要に応じて救助

自宅等に戻ることが可能な場合	避難者は順次自宅等に移動し、行政は避難先の閉鎖等に向けて調整
自宅等に戻ることが困難な場合	状況に応じ、自らの自治体内もしくは他の自治体の別避難所等へ移動

※浸水等により孤立した場合は必要に応じて救助